

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

小坂町議会議員倫理条例第5条の規定により、当町議会議員の関係私企業と町長との請負契約の締結についてをご報告いたします。

去る12月1日、当町、熊谷聰議員が代表理事を務める農事組合法人熊谷農進と町長は、道路除雪業務委託契約を締結いたしました。委託期間は令和5年12月1日から令和6年3月31日です。1時間当たり1万3,200円の単価契約であります。最低稼働時間50時間を保証する契約であり、契約額が50万円を超えることから、町長から報告を受けましたので、今期定例会でご報告いたします。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第92号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第93号 令和5年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第94号 令和5年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第95号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第96号 令和5年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第97号 令和5年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第98号 令和5年度小坂町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第99号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第99号 小坂町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第99号は、全員協議会で協議し提案されたものでありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第99号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

議案第99号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第100号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第100号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第5号）について提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、長期化している物価高騰に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に対して給付を行う重点支援給付金の予算やエネルギー価格等物価高騰対策として、全世帯に対して燃料購入費用を助成する燃料券交付事業などの経費を措置いたしました。その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ9,279万2,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を48億3,652万8,000円にするものでございます。補正財源は、物価高騰対応重点支援分として、国から交付される地方創生臨時交付金や県補助金を充当しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは詳細について説明いたしますので、補正予算書の4ページと5ページをご覧ください。

ただいま町長が提案理由で述べましたように、物価高騰やエネルギー価格高騰などに係る支援策について予算措置したものであります。

今般の経済対策を早期に執行するため、暫定的な取扱いとして、国の予算成立を待たずに年内の予算化に向けた準備を進めるよう国からの要請があり、交付金の支給限度額決定前の補正予算編成となったため、財源は全て地方創生臨時交付金を充てております。

歳出です。2款総務費、1項総務管理費、10目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費は、物価高騰により特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して給付金を給付するもので、給付金は1世帯当たり7万円で、本年7月から10月にかけて給付した3万円と合わせて10万円となるよう給付をするものです。

10節需用費の9万3,000円と11節役務費27万2,000円は事務費分、12節委託料249万7,000円はシステム改修に要する経費、18節交付金は低所得世帯支援枠の物価高騰対応重点支援給付金で、900世帯分を見込み6,300万円を措置しております。

今年度3万円の給付を受けた世帯には、申請手続を簡略化して同じ口座にプッシュ型で振り込む方法で、できるだけ早く給付をしたいと考えておりますが、システム改修に時間を要することから、年内の支給は厳しいと考えております。

財源内訳欄の国県支出金6,586万2,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節は食料品価格やエネルギー価格高騰に伴う施設の負担軽減を図るため実施する社会福祉法人などに対する物価高騰対策支援で、県が行う補助に町がかさ上げや単独分を追加して補助するもので、障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金には159万3,000円、介護保険施設等物価高騰対策事業補助金には152万4,000円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金311万7,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が176万9,000円、障害者支援施設等物価高騰対策事業県補助金が60万9,000円、介護保険施設等物価高騰対策事業県補助金が73万9,000円です。

2項児童福祉費、2目児童運営費、18節の保育所等物価高騰対策事業補助金は、県が食料品価格高騰に伴う食材費の負担軽減を図るため行う補助に町がかさ上げなどをして、1人当たり9,000円の基準額として、91人分を見込み81万9,000円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が70万4,000円と、保育所等給食費価格高騰対策事業県補助金が11万5,000円です。

7款1項商工費、2目商工振興費は、エネルギー価格等の物価高騰対策として、灯油やガソリンなどの購入に使える燃料券1万円相当分を全世帯に配布する経費を措置しています。

10節需用費と11節役務費は、印刷代や送料などの事務経費分で、合わせて133万4,000円を計上しています。

18節、物価高騰対応燃料券交付事業交付金2,166万円は、施設入所世帯見込み数を差し引

いた2,166世帯分で積算をしております。燃料券はできるだけ早い時期に配付できるよう準備を進めますが、年末に入り郵便局が1年で一番の繁忙期を迎えるため、正月明けからの配達を想定しております。

財源内訳欄の国県支出金2,299万4,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 今、県議会が開催されておりまして、新聞等によれば、何か県独自で灯油価格について助成をすると。だから、町村でおやりになるところには、県として多少のお支払いをすると、そんな内容であったような記憶がありますけれども、今の説明では、7款商工費に燃料費という形になっておりますけれども、これは今私が申し上げた県の施策とリンクするものでありますか。それともこれは独自に国からの交付金だけでやるという考えになるのか、その辺ご説明いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 今日の新聞に出ていました県のいわゆる福祉灯油というのは、低所得世帯のみの対象でございますので、当町は今回は全世帯を対象にしております。県の補助分を町でもらうとすると、低所得世帯分を仕分しなければならない、そういう事務の手間が発生しますので、当町は全額国からの交付金補助としてやることとしております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そういう説明をされると非常に納得しにくくなる。何でかというのと、低所得者に3万円を交付する、物価高騰対応重点支援給付金ではもう既に低所得者は把握済みだと。前に支払いしたものには直接口座に振り込んでいくと、そういう複雑な手続をしない形でやるんだと説明しておきながら、その仕分をするのに事務が煩雑になって手間がかかる。そういう説明では私は非常に理解しにくい。どういうご説明になりますか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 国からの3万円、7万円の給付では確かに低所得世帯を対象にしてやっておりますが、当町では燃料券につきましてはこれまでも全世帯を対象にしております。事務的には確かに同じ低所得世帯ではありますが、ちょっとそこを県の分と仕分するということでは、また別の手間が発生すると思っております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私は意地悪するつもりはありませんけれども、頂けるものであれば頂いたほうが、負担が少なくて済むのではないかとそういう気がして言っているわけですし、国から交付金が来るからそれでいいんだと、そういう解釈もあってもいいと思います。

ただ、県でも、やはり各町村でそういうことをおやりになるのであれば応援してくれると、こう言っているわけですから、逆に、その分を低所得者世帯にかさ上げをしてやるという考え方があっても私はいいのかなという気もしますので、これはまた、まだいろいろ先がありますので、ご検討いただきながら、その辺も考えていただいたほうがよろしいのではないかと、そういう意味で申し上げておきます。

○議長（目時重雄君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第100号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、陳情第14号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

陳情第14号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し大幅に増員すること、ケア労働者の賃上げ支援や労働環境の改善、また新たな感染症や災害対策に備えるために公衆衛生体制を拡充することなどを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

国民誰もが安心して暮らしていけるための、医療・介護などの社会保障施策や今後も発生が予想される新たな感染症や災害に対応できる公衆衛生体制などは、国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第14号を委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第14号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第13号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第13号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第14号の採決によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、陳情第15号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第15号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

医療機関や介護施設などで働くすべてのケア労働者の処遇改善のための支援は、国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第15号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第15号は委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

◎意見書案第14号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、意見書案第14号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案はさきの陳情第15号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、陳情第16号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第16号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化により、健康保険証が持てず、保険診療を受けられない人が生じないように、現行の健康保険証を残すことを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

健康保険証廃止は、国民が安心して保険診療を受けられるための国民皆保険制度の根幹を揺るがす問題であり、混乱を招くおそれがあります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第16号を委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第16号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第15号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15号、意見書案第15号 健康保険証廃止の中止を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案はさきの陳情第16号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、陳情第17号 秋田県に対して「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第17号 秋田県に対して「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

秋田県の子どもの医療費助成を、中学卒業から高校卒業まで引き上げingことを求める意見書を秋田県に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

少子化対策として実施している医療費無料化は、県で統一して助成すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第17号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第17号は委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

◎意見書案第16号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、意見書案第16号 秋田県に対して「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第17号の採択によって、秋田県に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第17号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、意見書案第17号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員10名による議員提案であります。議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第19、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員会、産業教育常任委員会及び議会運営委員会各委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、今定例会に、予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第6回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時50分